第86号(1) 令和4年3月31日発行

事業復活支援金とは?

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は 供給の制約により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、国が事 業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広 く使える支援金を給付するものです。

申請期限

令和4年5月31日(火)まで

給付対象の主な要件

次ページの「チェックシート」でご確認ください。

中小法人等 上限最大250万円

個人事業者等 上限最大 50万円を給付します。



第86号

-迫花山商工会

栗原市一迫真坂字高橋10番地 電話 本所 (0228) 52-3300 支所 (0228) 56-2068 http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者 佐藤 倫 治

給付上限額

			法人				
	売上高減少率	個人	年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超~5億円以下	年間売上高※2 5億円超		
	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円		
	▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円		

※ 2 基準月を含む事業年度の年間売上高

商工会では、申請がスムーズに行えるよう支援させていただきます。 (※申請作業を代行することは出来ませんのでご注意下さい。)

- 事業復活支援金の給付対象となるか
- 添付書類のデータ化 (PDF、JPG)
- 申請に必要な書類、事前確認
- 申請の方法

などの商工会で相談対応いたします。

·迫花山商工会 TEL:52-3300 FAX: 52-2005

令和3年分所得税消費税納付振替日

申告所得税及び復興特別所得税 4月21日(木) 確定申告分 延納分 5月31日(火)

消費税及び地方消費税 (個人事業者)

4月26日(火)

●257名(組織率8·3%) ※令和3年3月1日現在会員数 (組織率84

昭 X

便洪 飲食業

和 地 弘 区

⁽廃棄物収)

長屋門カフェいわさき花門

よろしくお願いします

宮城県最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む) に適用される宮城県最低賃金は下記の通りです。また、①から③の業種に 該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

古战坦思似任人	最低賃金時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	853 _円	R 3 .10. 1
特定 (産業別) 最低賃金	最低賃金時間額	効力発生日
① 鉄 鋼 業	953 _円	
② 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 _™	R 3 .12.15
③ 自動車小売業	918 _円	

— 道花山共通商品券をご利用下さい

- ●ご入学、ご就職などのお祝いに
- ●お見舞い、仏事のお返しに
- ●スポーツの競技会やイベントの賞品景品
- お中元、お歳暮などの季節のごあいさつに その他を使いなせいといる。
- ●その他お使いみちいろいろ

O-METERS O-METERS ※有効期限は発行日より6ヶ月です。 ※額面500円で、つり銭はお出しできませんのでご注意願います。

お問い合わせは 一迫商工振興会 (一迫花山商工会館内) TEL 52-3300

3月

円

円

円

事業復活支援金用 チェックシート

円

円

2月

○ 一迫花山商工会Ⅰ 0228-52-3300

①「基準期間」の売上確認表

1月

円

円

円

年

2018年

2019年

2020年

2021年

個人事業で**青色申告**の場合は不要です

		
12月	年間合計	
円	円	
円	円	
田	円	

②「対象月」の売上確認表

年	1月	2月	3月	•	11月	12月
2021年				•	円	H
2022年	円	円	円	•		

③給付該当の確認

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている

し はい

いいえ、判断に迷う

2021年11月~2022年3月のいずれかの月、 (対象月)の売上が、

2018年11月~2021年3月の間の 任意の同じ月(基準月)の売上と比較して、

50%以上、または **30%以上50%未満 減少**している

はい

事業形態は

法人 個人 (青色)

①、②「売上確認表」をご記入いただき、

法人の場合

11月

円

円

・過去4期分の

【確定申告書別表一】【法人事業概況説明書】

個人の場合

・平成30年、令和1年、令和2年、令和3年分の 【確定申告書】【収支内訳書】

をご用意いただき、商工会へお問い合わせください。

○ 一迫花山商工会 Tel:0228-52-3300

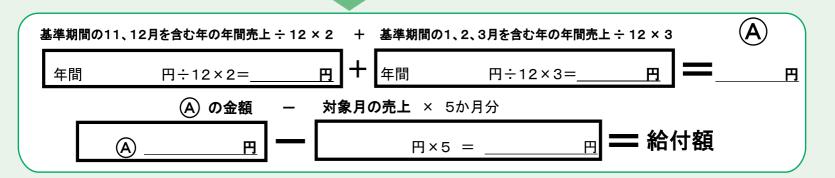
基準期間の売上 (基準月を含む11月~3月の	合計額)一	対家月の売上 × 5か月分	
<u></u>	_	円×5 =	

個人

(白色)

いいえ、

判断に迷う



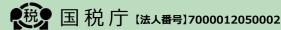
本チェックシートは該当を100%保証するものではありません。対象制度の目安としてご活用ください。

商工会では、申請がスムーズに行えるよう支援させていただきます。(※申請作業を代行することは出来ませんのでご注意下さい。)

第86号(3) 令和4年3月31日発行

者のみなさまへ

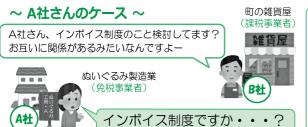
消費税



令和5年10月1日から

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください





インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・・

▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた インボイス(適格請求書)を保存する必要があります

▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受ける必要があり、登録を受けると、 課税事業者として消費税の申告が必要となります





. . .

疑問 2 当社が登録しないと



どうなるんだろう・・・

登録をしないと、 売上先(B社)にインボイスを交付できない そして、売上先(B社)は、インボイスがなければ 仕入税額控除ができない





ポイント 当社(売手)がインボイスを交付した 場合と比べ、売上先(買手)の納

付税額が大きく計算されます※ ※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置 (インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて) 制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除でき **ます**(請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒【令和5年10月~令和8年9月】80% 【令和8年10月~令和11年9月】50%

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

疑問 3

申告って、**どう計算**するの? 売上げの10%を納税 しなきゃいけないの?

課税事業者になったとしても、インボイスを 保存し、仕入税額控除を行えば…





納付税額は、売上げの10%ではなく **仕入税額控除後の金額**です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

一定の場合、**簡易課税制度**を 適用することができます

インボイスは保存不要

納付する税額

参考

関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「<u>免税事業者</u> **及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」**(財務省・公正取引 委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、 参考にしてください

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの?

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

□ 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

□ 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です

■ 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です

■ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です

■ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。 なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)

□ 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう



インボイス発行事業者となる場合…

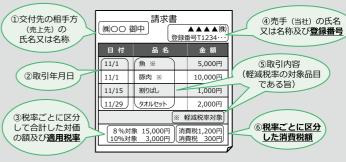
◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です



「インボイス」という名称の書類 を新たに作成する必要はなく、 現在の請求書や領収書等に不足す

請求書の対応例~

る項目を追加するイメージです 下線部は、特に注意する項目です 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です



- 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記 (①から⑥) の記載事項を満たした **もの**であれば**インボイスになります**(請求書に限られません)
- 現在売上先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります

売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します

◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます ◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧

ぬいぐるみ 🔊 疑問3の例だと… 事業区分 製造業 該当する事業 (A≱±) 卸売業 第一種 1,000円 ×**70%** = **700円** 第二種 小売業、農林漁業 (飲食料品)

仕入れや経費の消費税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

売上税額 みなし仕入率 仕入税額 <u>ステッ</u>プ 2 1,000円 -700円= 300円 仕入税額 納付税額 売上税額

売上げの消費税額

売上税額が分かれば

納付税額の計算が可能

みなし 仕入率 90% 80% 製造業、農林漁業(飲食料品除く)等 70% その他事業(飲食店業等) 60% サービス業等 50% 第五種 不動産業 40% 第六種



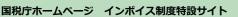
もっと 詳しく 簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存 **は不要**です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています 日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください



インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様 申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています





軽減・インボイスコールセンター

登録

手続

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています 【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

(令和4年2月)

申請手続 第86号(4) 令和4年3月31日発行

電子帳簿保存法の改正について

【電子帳簿保存法とは?

国税関係帳簿書類を電子データとして保存する際の要件や、電子 的に授受した取引情報の保存方法などについて定めた法律です。

決算書類や各種帳簿、紙で受領した領収書などは紙での保存が原 則ですが、この法律により一定の要件を満たせば電子データでの保 存が可能となりました。

「電子データは電子データで、紙は紙か電子データで保存する」と いうのが基本的な考え方です。

【どういった改正があったの?

2022年1月から施行された法改正では、紙で受領した領収証 などをスキャナ保存することで原本を廃棄することが可能等といっ た要件緩和が行われ、経理の電子化・ペーパーレス化がさらに進め やすくなりました。

ただし、電子取引データを書面のみで保存することが認められな くなったり、不正に対しては厳しい措置が課されるようになったり と、気を付けなければならない点もあります。

【電子取引データとは?

EメールやWe b上での電子取引で受領した取引関係書類は、電 子データとして保存します。2021年12月までは書面出力(紙に 印刷)での保存が可能でしたが、2022年1月以降は書面での保存 が不可となり、電子取引で受領したデータは電子データとしての保 存が義務付けられるようになりました。(2年間の猶予期間あり)。

受信したデータはそのまま保存する必要があり、取引情報を自社 システムなどに入力して保存することは認められていません。

主な5つの改正点

1. 事前承認制度の廃止

これまで電子帳簿等保存および書面のスキャナ保存をするためには、 運用3カ月前までに税務署長へ承認申請書を提出する必要がありました が、今回の改正によって事前承認制度が廃止され、スキャナや保存シス テムなどを導入したらすぐに電子保存が可能になります。

2. タイムスタンプ要件緩和

データの改ざんが行われていないことを証明するのがタイムスタンプ になります。

今回の改正での要件緩和ポイントは3点あり、

- ① 付与期間が最長2カ月+7営業日以内へ延長
- ② スキャニング時の自署は不要
- ③ 訂正・削除の履歴が確認できるシステムを利用する場合、タイムス タンプは不要となります。

3. 検索要件緩和

検索機能についても要件が緩和され、改正後は「取引年月日」「取引金 **額」「取引先」**の3項目のみが検索機能の必須項目となります。また、税 務署からのダウンロード要請に応じられるようにしておけば、検索時に 範囲指定や複数項目を組み合わせられる機能は不要となります。

4. スキャナ保存後、書面原本の破棄が可能に

今後はスキャナ保存後に書面とデータが同等であると確認できれば、 書面原本の破棄が可能になります。

5. 電子取引データの書面保存が廃止(猶予期間あり)

ペーパーレス化促進のため、電子取引でやり取りしたデータで受領し た書類を紙で保管する方法が原則として認められなくなります。電子取 引データは、タイムスタンプ付与または訂正・削除の履歴が確認でき、か つ検索機能が確保できる状態で保存しなければなりません。

ただし**書面保存の廃止には2年間の猶予期間**が設けられ、引き続き紙 での保存も可能とされています。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている 小規模事業者の方へ!

、経融資制度をご利用下さい!

- 運転資金として 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- ●設備資金として 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- ご準備いただく主な書類

個人企業:前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書 法人企業:前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業:5人以下、 製造業・その他:20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融資額	2,000万円以内(※1)
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.22%(令和4年3月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい!
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です! 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

マル経融資3つの特長

2 保証人不要! 1 担保不要!

①商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上) ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること ③商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者 ※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外)

新型コロナウイルス対策マル経融資 (別枠) R4.6.30まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年同期または前々年同 期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融資額	1,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(据置3年以内) 設備資金10年以内(据置4年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.32% 3年経過後 年1.22% (令和4年3月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい!
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

(制度の詳細等は商工会までお問合せ下さい。)

ご相談はお気軽に一迫花山商工会まで! 🏗 52-3300

おすすめします

小規模企業共済

事業主のための国の退職金制度です

事業主であるあなたが事業をやめたり、第1線を退いた時の生活安定をはかる ためにつくられた制度、それが"小規模企業共済"です。

		掛金は全額所得控除となります		
特!	典	共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い		
		納付した掛金の範囲内で貸付が受けられます		
加入できる	方	常時使用する従業員が、20人(商業・サービス業では5人)以下 の個人事業主(共同経営者も含む)と会社の役員		
毎月の掛け	金	1,000円~70,000円(500円きざみ)		

※個人事業主の「共同経営者」も2人まで加入できます。

お申込みは 一迫花山商工会まで



日本政策金融公庫

お子さまの進学・在学を応援!

ご融資額 350 万円以内 (お子さま1人あたり)

【ご相談・お問い合わせは】 教育ローンコールセンター

10570-008656 (または 03-5321-8656)

月〜金曜日/9:00〜21:00 土曜日/9:00〜17:00 ※日曜日、祝日、年末年始(12/31〜1/3)はご利用いただけません。

詳しくは Web で

国の教育ローン 検索